

# koujimachi

令和元年 第185号



平成30年度 絵はがきコンクール最優秀作品 千代田区立 麴町小学校 井町 知道さん

■ 第8回 通常総会開催のご案内		■ 使用済み切手を回収する事業を行っています	9
税務研修会のご案内、第64回簿記教室のご案内	2	■ 「仕事がラクだ」と「仕事はおもしろい」は対立するか	10
■ 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	3	■ リーダーに求められる傾聴のスキル	11
//       、新年度「税務研修会」がスタート!	4	■ 事務局だより、いずみ会計事務所	12
■ 新入会員紹介、新入会員を募集しています!	5	■ 都税だより、区税だより	13
■ 地区会活動	6	■ 麴町消防署だより、麴町警察署だより	14
■ 委員会活動、部会活動	7	■ 九段クリニック、	
■ 部会活動	8	医療法人社団 博心厚生会(ふくろうクリニック)	15
		■ 税務署だより	16

公益社団法人 麹町法人会

**「第8回通常総会」開催のご案内**

開催日 令和元年6月14日(金) 15:00~19:00

会場 ホテルグランドパレス

千代田区飯田橋1-1-1 電話03-3264-1111

**【第1部 文化講演会】** 15:00~16:00 3階「白樺の間」

講師：株式会社 ケンブリッジ・フォーキャスト・グループ・オブ・ジャパン

代表取締役 藤井 巖喜 氏

演題：「米中全面対決は新冷戦の始まり」～東アジアはかつてない激動の時代へ～

**【第2部 第8回 通常総会】** 16:10~17:30 3階「白樺の間」

※総会を欠席する場合は必ず委任状のはがき、もしくはFAXを提出して下さい。

**【第3部 懇親会】** 17:40~19:00 2階「チェリールーム」

**税務研修会のご案内**

(法人税) ※第1回~第5回まではテキストが必要です。当日購入可能。			
開催日時	研修項目	会場	講師
6月10日(月) 14:00~16:00	法人税申告書の書き方 第3回 初級編	麹町税務署14階	麹町税務署 法人課税第1部門 担当官
(源泉所得税)			
開催日時	研修項目	会場	講師
6月13日(木) 10:00~12:00	源泉所得税の改正のあらまし	麹町税務署14階	麹町税務署 法人課税第3部門 担当官
(消費税)			
開催日時	研修項目	会場	講師
6月7日(金) 14:00~16:00	消費税のあらまし、申告書の書き方、軽減 税率制度について並びにキャッシュレス・ 消費者還元事業について	麹町税務署14階	麹町税務署 法人課税第2部門 担当官 経済産業省 担当官(キャッシュレス・ 消費者還元事業について)

**第64回簿記教室のご案内 (予告)**

1、期 間 (延べ11日間)

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
日程	8/1 (木)	6 (火)	9 (金)	20 (火)	23 (金)	27 (火)	30 (金)	9/3 (火)	6 (金)	10 (火)	13 (金)

2、時 間 13:30~16:30 各回終了後個別に質問もお受けします。

3、会 場 石油製品販売健康保険組合 (東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 徒歩6分)

千代田区三番町1-5 Tel 03-3265-3237(受講者に詳細送付)

4、講 師 東京税理士会 麹町支部 税理士 板谷祥弘 先生

5、定 員 70名

6、受 講 料 麹町法人会 会員1人 ￥10,000- (教材費等込)

一般の方1人 ￥15,000- (教材費等込)

7、お申込み 会員様宛には別途「申込書」を送付致します。一般の方は麹町法人会WEBページより「申込書」をダウンロードのうえ、必要事項を記入いただき、事務局宛FAXにてお申込み下さい。

# 法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## [法人課税]

### 1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。</li> <li>中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。</li> <li>中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

## [事業承継税制]

### 1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります(2022年4月1日以後の贈与より適用)。</li> <li>一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。</li> <li>非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。</li> </ul>

## [その他]

### 1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。</li> </ul>

## 新年度 「税務研修会」 がスタート！

日 時：4月10日(水)

場 所：麴町税務署14階

内 容：源泉所得税(給与)初級編

今年度最初の税務研修会が麴町税務署にて開催されました。昨年までは参加者の皆様にアンケートにご記入いただき、それを基に今年度は会場、時間、内容を変更しました。新しい方々も増え、皆さん真剣に研修を受けていました。



会場の様子

# 新入会員紹介

新しく会員になられた方は、次の方々です。  
ご加入に対し感謝申し上げます。  
H31.2.1~H31.3.29 (敬称略)

地区	法人名	所在地	電話・URL	業種・会社PR
飯田橋・富士見地区	日本計測工業(株)	飯田橋4-1-7 T&Tビル 3F	03-3263-6591	弊社ではFAで使用使用する計測・制御用電子機器の開発～設計、製造、販売を行っております。主に画像処理による判定装置を取り扱っております。現在、人事を募集しており、見学もできますので、興味のある方は気軽にお問合せ下さい。お待ちしております。
九段一ツ橋地区	(株)オレンジ社	九段南3-9-12 九段ニッカナビル 6階	03-3239-0770 https://www.orange-sha.co.jp	情報サービス業
番町地区	(有)ワールドエンジニアリング コンサルタント	六番町3番地 六番町SKビル 4階	03-3445-1370 http://www.world-eng.co.jp	今年で創立46周年。国内外での化学プラント・土木建築・構造物等の設計、また、3Dソフトを使った工作図作りなど得意としています。
大手町丸の内地区	ラストコンサルティング (合同)	大手町1-7-2 東京サンケイビル 27F	03-3242-6105	経営コンサルティング業
有楽町日比谷地区	東京技工(株)	内幸町1-3-2	03-3500-3815	測量、設計、製図、複写
管外	(株)日経編集制作センター	千代田区内神田1-6-6 MIFビル 7F	03-5259-2240	新聞の編集制作
	(有)ビーオー22	栃木県真岡市 八木岡354-1	0285-82-3668	新橋でカイロプラクティック院(九阜堂)を運営。栃木で里山作り、代採、植樹、ストーブ用薪作り、椎茸作り。
	Goertek Technology Japan(株)	千代田区外神田1-18-13 ダイビル 14F	03-6262-9858	電子製品委託製造、輸出入

## 新入会員を募集しています！

リーフレットを作成しました。

法人会をご存知ない方、ご加入をご検討いただける方、お声がけをお願いします。

事務局へご連絡いただければ、担当者が詳しい説明にお伺いいたします。



法人会への入会で...

- 1 税への知識が深まります
- 2 税や経費の最新情報を取得できます
- 3 企業防衛対策が万全になります
- 4 さまざまな交流で視野が広がります
- 5 権利厚生がより充実します
- 6 公平な税制を要望できます

税を味方にした強力な経営の実現

強い経営の実現へ

税を味方に

経営力を強化する4つの力を結集

公団社団法人 麹町法人会

〒100-0072 東京都千代田区麹町3-14-6  
Tel: 03-2344-2282 Fax: 03-2344-9433  
http://www.kojimachi.or.jp

法人会は、さまざまな活動で経営力UPをサポートします。

正しい知識力

幅広い・強力な人脈力

4つの力で経営力UP!

企業と従業員を守る防衛力

地域社会からの信頼力

公団社団法人 麹町法人会

## 地区会活動

### 街頭税務相談会（全地区会）

日 時：2月18日（月）～20日（水）

場 所：竹橋パレスサイドビル内

当会では2月に、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とし、街頭税務相談会を行っています。確定申告の時期に開催されることもあり、3日間で243名の相談を受付ました。



竹橋パレスサイド内会場

### 飯田橋・富士見地区会連絡協議会

日 時：4月3日（水）

場 所：ホテルグランドパレス

飯田橋・富士見地区会主催の「連絡協議会」がホテルグランドパレスにて開催されました。参加者18名。

### 番町地区会連絡協議会及び税務研修会並びに意見交換会

日 時：4月8日（月）

場 所：トニーローマ

番町地区会主催の「連絡協議会及び税務研修会並びに意見交換会」がトニーローマにて開催されました。第1部では、平成30年度の事業報告及び決算報告、第2部では麹町税務署 法人課税第1部門 鈴木上席による「平成31年度税制改正について」を説明いただき、第3部では、会員間の情報交換などを含め盛会のうちに終了しました。参加者21名。



田中地区会長の挨拶



会場の様子



会場の様子

### 九段一ツ橋地区会連絡協議会

日 時：4月19日（金）

場 所：九段上集会室（さくら館）

九段一ツ橋地区会主催の「連絡協議会」が九段上集会室（さくら館）にて開催されました。参加者17名。



会場の様子

## 委員会活動

### 新入会員歓迎会（組織委員会主催）

日 時：2月28日(木)

場 所：富士見区民館

新しい会員様をお迎えして歓迎会を開催いたしました。麹町法人会の事業活動や各地区会の活動などのご説明後、新入会員企業様のPRに名刺交換が行われるなど、リラックスした雰囲気の中での開催となりました。今後も開催を予定しておりますので、新しく会員になられた方はぜひご参加ください。参加者10名。



川村組織委員長の挨拶



会場の様子



会場の様子

### 会員交流会（交流委員会主催）

日 時：4月25日(木)

場 所：ダイヤモンドホテル レストランメリア

麹町法人会管内もしくは会員様のなじみのお店を順番に回り、食事をとりながら、会員同士顔合わせでの交流からビジネスにつなげて頂く場を企画しました。平成31年度「第1回 会員交流会」は、英国大使館近くにあり、当会会員でもあります(株)ダイヤモンドホテル（代表取締役社長 高橋賢太郎氏）「レストランメリア」にて開催。都会の喧騒を感じさせない静かな環境でゆったりとした時間の中、意見交換や情報交換、ビジネスに繋がるきっかけを見つけていただきました。参加者22名。



乾杯！



会場の様子



会場の様子

## 部会活動

### 女性部会・青年部会 合同新年会（女性部会主催）

日 時：2月21日（木）

場 所：ホテルグランドパレス 23階 クラウンラウンジ

女性部会・青年部会合同新年会を開催しました。第1部では、健康カフェODLを経営されています、福澤恵美氏と深谷はるみ氏による「自分の体を知ろう～リンパ療法士が教えるセルフマッサージ～」をテーマに話をしていた。第2部の新年会では、夜景がきれいで高級感あふれるラウンジで、名刺交換や会員間の情報交換など盛会のうちに終了しました。参加者31名。



深谷先生(左) 福澤先生(右)の説明



会場の様子



会場の様子

## 東法連 女性部会全体連絡会議 (女性部会)

日 時：3月12日 (火)  
場 所：京王プラザホテル

女性部会では、「東法連女性部会連絡協議会」に参加をしました。  
第1部では環境プランナー 芥川麻実子氏による「復興は道からはじまる」と題し講演いただきました。その後「絵はがきコンクールの表彰式」が開催されました。第2部では、他の法人会の方々と名刺交換や意見交換を目的に「交流懇親会」が着席buffet形式で開催されました。



会場の様子

## ボウリング大会 (青年部会)

日 時：3月4日 (月)  
場 所：高田馬場グランドボウル

青年部会ではボウリング大会を開催しました。  
部会員相互の親睦をはかることを目的に毎年実施されています。  
今回も始球式・ゲーム・表彰式と続き、盛況のうちに終了しました。



会場の様子

## 各部会にて総会を開催

青年部会・女性部会では、それぞれの日時・場所にて総会を開催しました。

部 会	日 時	場 所	内 容	来 賓
女性部会	4月18日(木) 11:00～13:00	富士見区民館	第1部 研修 第2部 総会 第3部 昼食会	河添署長 加藤副署長 中村副署長 伏見法1 統括官 鈴木法1 上席調査官
青年部会	4月23日(火) 17:00～19:40	富士見区民館	第1部 研修 第2部 総会 第3部 懇親会	河添署長 加藤副署長 中村副署長 伏見法1 統括官 鈴木法1 上席調査官



武女性部会長の挨拶



女性部会総会の様子



昼食会の様子



酒井青年部会長の挨拶



青年部会総会の様子



懇親会の様子

# ◆使用済み切手を回収する事業を行っています◆

法人会では回収しました切手をジョイセフに送り、途上国の女性と子供への支援をするボランティア事業に参加しています。

平成31年2月、事務局に届いておりました「使用済み切手」をジョイセフへ贈呈いたしました。ご協力いただきました方々は下記（寄贈社、団体）のとおりです。誠にありがとうございました。次年度も引き続き宜しくお願い申し上げます。



公益事業委員による切手の仕分け作業

## ○ 切り取り方(OK例)

### OK例

◇切手と消印のまわりを1cm程度残してお切りください。



◇長い消印の場合は、日付と地名が1つずつ残るように切ってください。



## ○ 切り取り方(NG例)

### NG例1) 官製はがきの切手部分など



官製はがきや航空書簡などの、あらかじめ印刷された切手部分は収集していません。

⚠ 未使用のはがきについて

消印の押されていない未使用はがきは、書き損じはがきとして集めていますので、切手部分を切り取らないまま送付してください。

### NG例2) メータースタンプやメール便のシールなど



切手の代わりに押されたスタンプや、メール便のシールは収集していません。

### NG例3) 消印が切り取られている



消印の部分も収集の対象ですので、これから集める場合は、必ず消印の部分を含めて切り取ってください。

切手の目打ち（ぎざぎざ）を切り取らないようご注意ください。

### NG例4) 封筒の裏側も合わせて切り取られている



切手は重量で取引されるため、封筒の裏側も合わせた状態ではなく、表面だけを切り取ってください。

## 分類方法

1. 日本の切手と外国の切手は分けてください。
2. 未使用の切手と使用済み切手は分けてください。
3. 切手の枚数を数える必要はありません。
4. 使用済み切手は封筒やハガキからはがす必要はありません。

※収集品の送付先

〒102-0072 千代田区飯田橋2-14-5 Pure Woodガーデン2F (公社) 麹町法人会事務局 TEL 03-3261-2282

※収集箱を希望される方は麹町法人会事務局までご連絡ください。

## ■寄贈社、団体一覧<順不同・敬称略>

平成30年4月1日 ~ 平成31年3月29日

旭日興産(株)	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	新村印刷(株)
栄養食(株)	(株)千里	日経印刷(株)
エスケータブリューイーストアジア(株)	大和ハウス工業(株)	(公社) 日本糖尿病協会
(株)エス・ジーホールディングス	(株)チクブパッケージシステム	ビーエスエム(株)
(一財) 大蔵財務協会	(一財) 地方公務員安全衛生推進協会	(株)ビジュー建設
(有)小池薬局	(株)千代田システムサービス	(有)室橋ビル
サカイ商事(株)	電設工業健康保険組合	(株)ポリジョイサーカス
サンアイビス(株)	(株)東亜 東京本社	山商(株)
山京商事(株)	東京コニックス(株)	読売センター麹町
(一財) 私学研修福祉会	(一財) 道路管理センター	



## 「仕事がラクだ」と「仕事がおもしろい」 は対立するか

雇用問題コメンテーター 長嶋俊三

### ◎ 高齢者と女性が労働市場のカギ

経済原則の第一は、豊かな人材をいかに活用するかである。効率的でもある。少子化により若い労働力が減少しているなか、高齢者と女性を労働市場に確保していくかがカギとなる。1月に発表された労働力人口の推計では、現状でも高齢者、女性の参加が想定以上に進んでいることが裏づけられた。さらに2040年の推計でも、労働力率上昇のカギは高齢者と女性にあるとしている。大量生産型の社会では、作業効率に追いつかない高齢者、女性は御荷物視されたが、多様なニーズに対応する品質の高い商品を生産する成熟社会では、高齢者の知識、経験が活かされるし、多様な働き方が整備されるなかでの女性の進出は当然のことだ。問題は、その能力と意欲をいかに引き出せるかにある。仕事をいかにおもしろく、働き甲斐あるものにするかは、もともとは大量生産時代の若い労働者のテーマだったが、時代が変わって高齢者のテーマになり、その解決策が働き方改革の大きなヒントになってきた。

### ◎ ラクな仕事とおもしろい仕事は反比例

東京都下の空調機の部品メーカーでその問題がおこった。従業員100人の会社で、10人ほどの中高年主婦パートがいる。パートとはいえ金属部品の曲げ加工、切断、穴あけ作業など、自動機を操作しての貴重な戦力である。その女性パートから「仕事が面白くない」と不満が訴えられたのである。会社は、高齢者と女性に対応するため、現場ではラクに、効率的に、ミスなく作業ができるように職場改善をおこなってきた。「仕事が面白くない」という女性の訴えはそれを覆すものだった。じつはラクに仕事ができる職場改善には落とし穴がある。最近の現場はすべて自動機が導入され、ポカよけ対策としてのセンサーなどがつけられているが、人の判断機能を取り去ることで効率的にはなるが、仕事の面白さはない。仕事の面白さは、作業者が自由に判断できるかどうか、にある。これを発端にこの会社では、座り作業が本当に疲れないのかということを含めて見直しを行い、一人の女性従業員が数工程を担当する多台持ち、多工程持ち改善で、面白さを追求した。

### ◎ 人の顔が見える働き方改革が不可欠

兵庫県の機械メーカーでは、ラインのスピードに追いつかない高齢者の作業をラインからはずし、隣接のスペースに、作業者の歩行距離を短くするために数工程の機械を円形に配置し、しかも作業者のスピードに合わせて速度を切り替えられるように改善して、仕事のやりがいを追求した。いずれの事例も、経営者のわがままと従業員のわがままをうまく融合させて仕事の面白さを実現しているが、その先にみえるものは、人の顔である。

#### 【筆者紹介】

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう） 1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。



## リーダーに求められる傾聴のスキル

産業カウンセラー 柏木 勇一

### ◆ 上司は話を聴かないで勝手に自分の意見ばかり…という訴え

営業職として入社3年目。20代半ばの男性Aさんから、上司といい関係が作れない、という相談を受けました。職場のストレス要因として、人間関係はいつの調査でも常にワースト3の中に入っています。

Aさんの相談は、上司に当たるチームリーダーへの不満でした。「顧客対応で困っている時に相談しても、話は聞かないでいきなりダメ出し。そして批判の言葉と無視の態度です。もう教えてもらおうとは思いません。異動したいです。辞めることもちらつきます」という内容でした。Aさんにも問題があったかもしれませんが、これから会社の戦力になってほしい若い社員を育成するのがリーダー、管理職の役割です。若手に、もう相談したくない、と思わせてしまえば、その部署全体のモチベーションが下がり、ひいては会社の業績悪化につながるでしょう。このリーダーに指摘できることは、話を聴く姿勢に問題があったことです。

### ◆ 部下を従属的にとらえていたリーダー

Aさんが語るリーダーの態度を振り返ってみました。自分にも当てはまるな、と気づいた人は要注意です。まず「これじゃだめだ」「君の考えはおかしい」「言っていることは分かるが、とにかくこうするんだ」という言葉の連発です。ほとんど部下の意見は聴いていません。そして「君の能力はこの程度か。限界だな」とも言われました。部下の士気を減退させる言葉です。あげくの果てには「もう自分がやるからいい。君はついてこなくてもいい」とまで言われました。部下の自尊心を傷つけます。ハラスメントになる可能性もあります。

自分勝手とも言えるリーダーの態度です。部下を従属的にとらえている、と思いませんか。文句を言わないで従う部下をかわいがるという上司もいるようですが、これは単に自分の所有欲を満足させるだけです。部下の存在を認めてはいません。

### ◆ 話を聴く、それは相手の存在を認めること

部下の存在を認め、やる気を起こさせる上司の姿勢、それが傾聴です。聞くではありません。文字通り、耳を傾けることです。傾聴の5つのポイントを示します。

- ①相手に聴く側の考えを押し付けない＝部下がより多く話すことで、自分の考えを整理することにつながり、自分で問題解決していきます。
- ②相手の気持ちを汲み取る＝仕事で直面している辛い思いを話す部下には、その辛さを自分も体験している気持ちで聴くこと。
- ③相手の話に批判や反論はしない＝否定しないで聴いてください。ありのまま受け入れることが大事です。
- ④相手を大切な存在だと考える＝まだまだ力不足だと思っても、聴き手、つまり上司にとっては大事な人と受けとめること。
- ⑤相手が主役であり、興味を持って聴く＝職場の上司にはちょっと難しいかもしれませんが、話に興味を持ってないと聴くことはできません。ふだんの信頼関係が大事です。

いかがですか。5つ全部を一度に使う必要はありません。このような聴き方で接すれば、部下は自分で考え、自分で課題を解決していくでしょう。

## 事務局だより

### 年会費の早期納入をお願いします

【振込みによる納付】

4月上旬に、請求書(兼払込取扱票)を郵送しています。5月末日までにお支払いいただく事になっております。まだの方はお早目にお振込みください。

### 口座振替サービス利用にご協力ください

2019年度年会費納付より、口座振替サービスを導入しました。

お忙しい時期に金融機関に出向く手間がなくなり、振込手数料のご負担もありません。事務局での、管理作業および経費が軽減されます。ぜひご利用にご協力をお願いします。

<申込手続き>

『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』(PDF形式)を、麹町法人会ウェブサイトより印刷し、必要事項を記入、金融機関届け出印を捺印の上、本会事務局へ郵送して下さい。

### ウェブサイト会員専用ページ開設

麹町法人会の会員名簿の閲覧が可能になりました。会員名とURLのみ公開しています。

(※名簿の更新は2ヶ月に1回の予定です)

### 移転・休廃業その他変更点が生じましたらお早めにご連絡を！

- ・登録内容(法人名・代表者・所在地等)の変更は、「諸変更届」に必要事項をご記入の上、FAXしてください。「諸変更届」用紙は、ウェブサイトからも印刷できます。
- ・退会に際しては、事務局へご連絡いただき「退会届」によるお申し出が必要となります。届出がないと、年会費が発生しますので、ご注意ください。

### 広告記事を大募集！

当会情報誌に会員各社のPR・宣伝等を掲載しています。

発行部数 約1,800部

発刊日 2月20日、5月20日、8月20日、12月20日

A4サイズ	非会員	会員
1ページ/1回(裏表紙カラー)	80,000円	30,000円
1ページ/1回(中ページ白黒)	40,000円	15,000円
1/2ページ/1回(中ページ白黒)	20,000円	10,000円
1/4ページ/1回(中ページ白黒)	10,000円	5,000円

◎締切り日：発刊月の前月20日迄

※発刊月 2月、5月、8月、12月

◎応募先：admin@koujimachi.or.jp

◎会報担当：高橋宛



izumi-kaikai

**いずみ会計事務所では  
公益法人(社団法人、財団法人)  
NPO法人、任意団体の会計や  
税務の御相談を受け付けています！**

税理士・内部監査士 浦田泉

いずみ会計事務所(浦田泉税理士事務所)

いずみ会計コンサルティング株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町1-2 番町ハイム737号室

TEL 03-5210-2511 FAX 03-5210-2513

E-Mail info@izumi-kaikai.com

いずみ会計事務所ウェブサイト  
http://izumi-kaikai.com/

公益法人会計.com  
http://koueki-kaikai.com/

いずみ会計事務所の「ためになるブログ」Season2]

http://www.izumi-kaikai.info/

[公益法人専門の税理士(いずみ会計事務所・税理士浦田泉)]

http://ameblo.jp/izumikaikai/

[NPO法人を応援する税理士 浦田 泉のブログ]

http://ameblo.jp/izumikaikeinpo/

[いずみ会計事務所 facebook]

https://www.facebook.com/izumikaikai

[公益法人専門の総合相談室 facebook]

https://www.facebook.com/koueki.kaikai

## 都税だより

都税事務所からのお知らせ

### 法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の麹町税務署での出張受付終了について

これまで麹町税務署において実施していました都税事務所職員による申告書の出張受付は、平成30年11月30日（金）をもちまして終了しました。

法人事業税・地方法人特別税・法人住民税申告書等の提出については、電子申告（eLTAX）を是非ご活用いただきますようお願いいたします。

また、電子申告の他にも都税事務所窓口や郵送による提出も可能です。

※ 税務署で都税の申告書等の受付は出来ませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

東京都千代田都税事務所 法人事業税課 法人事業税第一班  
〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12 電話 03-3252-7145（直通）



## 区税だより

### ◎事業所の給与担当の皆様へ

#### 特別区民税・都民税（特別徴収分）の税額通知書をお送りします。

5月中旬までに税額通知書を給与の支払者（特別徴収義務者）あてにお送りします。同封の納税義務者に対する税額通知書を、記載してある各納税義務者にお渡しください。税額は、給与の支払をする際、毎月徴収して、翌月10日までに納めてください。

電子データの受取は、eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出し、希望する税額通知の受取方法を「電子データ(正本)」または「書面(正本) + 電子データ(副本)」を選択した事業所です。提出方法についてはeLTAX 公式HP（<http://www.eltax.jp>）をご確認ください。

また、受取方法を変更する場合は、千代田区役所HP内の「特別徴収税額通知の受取方法変更届」を書面にてご提出ください。

なお、一般社団法人 地方税電子化協議会で示された手順で給与支払報告書を提出した事業所については、書面の通知(正本)に加え、副本データをお送りいたします。詳細はeLTAX公式ホームページをご確認ください。

住民税額を試算したい方は、「住民税額シミュレーションシステム」が便利です。ぜひご利用ください。

**住民税額シミュレーションシステム**

千代田区公式ホームページ > 暮らし・手続き > 税金 > 住民税 > 特別区民税・都民税の試算

## 麴町消防署だより

### 麴町消防署からのお知らせ

— 危険物安全週間 —

平成31年度東京消防庁危険物安全標語  
「 知っておこう 暮らしの中の 危険物 」

作者 鈴木 太佳雄 さん (羽村市在勤)

令和元年6月2日から6月8日までは危険物安全週間です。この機会に、私たちの身の回りにある危険物について、正しい使用方法を確認し、危険物に関する事故を防ぎましょう。



ガソリン



灯油



マニキュア、除光液



合成樹脂塗料



高濃度アルコール飲料



消毒用アルコール



アロマオイル



防水スプレー

上にあげた危険物はほんの一例です。どれも私たちの生活に身近なものばかりですが、使い方や保管方法など一歩間違えると大きな事故につながるものもあります。いま一度、それぞれの使用方法等を確認し、誤った使用をしないように気をつけましょう。



問合せ先  
麴町消防署危険物係  
03-3264-0

## 麴町警察署だより

### 還付金詐欺に気つけて！！

「千代田区健康保険課」等を騙り、「医療費の過払い金が戻ります」等と電話をかけてくる詐欺被害が発生しています。

無人ATMへの誘導は**詐欺**です。

「本日が手続きの締め切り日です」等と焦らされて無人ATMに誘導され、指示された通りに操作してしまうと犯人にお金を振り込んでしまいます。

もし、ご高齢の方が携帯電話で通話しながら無人ATMを操作している姿をお見かけした際は、お声掛け又は警察に通報して下さい。



不審な電話・メールを受けたら、

\*麴町警察署 防犯係 03-3234-0110 (内線2612) へ\*

一般財団法人全日本労働福祉協会



# 九段クリニック

九段クリニックは、初期診療から専門医療までの幅広い診療科と、最新かつ迅速な検査体制を備えたクリニックです。早期発見・診断から早期治療・予防までの一連の医療を滞りなくご提供します。



当院では人間ドック・生活習慣病健診をはじめ、各種専門ドックなど様々なコースをご用意しております。また、オプション検査も豊富にございますので健診予約時にお申し出下さい。



T E L 03-3222-0071

住 所 東京都千代田区九段北 1-9-5

受 付 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診

アクセス ■地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下駅」より徒歩4分  
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分。

U R L <http://www.kudanclinic.com/>

地下鉄「九段下駅」より徒歩4分、JR線「飯田橋駅」より徒歩7分と交通のアクセスも抜群です。

一人として、同じがんの患者さまはいません。  
私たちのがん治療は、そこからはじまります。

がんになってもいきいきと生きるためのがん治療を追求した結果、たどりついたのが多価樹状細胞ワクチンなどの免疫細胞療法です。  
もし今、がんの症状やがん治療にお悩みなら、当クリニックの扉をたたいてみてください。何か新しい道をご提案できるかもしれません。

がんでお悩みの方、治療中の方、無料でご相談をお受けします。（予約制）

【診療例】多価樹状細胞ワクチン（使用ペプチド4種類まで）と活性NK細胞療法の併用療法：1回投与54万円（税込）

※併用療法は5回投与で1クールとなります。

※治療は健康保険適用外になります。

※保有する多価樹状細胞ワクチンの製造技術は、日米欧亜の国々で特許取得済。



ふくろわクリニック

TOKYO. JAPAN

東京都千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビルB1F  
TEL. 03(5212)1271 FAX. 03(5212)1272  
受付: 月～土 8:30～17:15 ※土は12:30まで。日祝休診  
■地下鉄「九段下駅」東西線7番口より徒歩1分  
■JR線「飯田橋駅」より徒歩7分



理事長 阿部 博幸

「免疫」を利用したがん治療。  
体を守るヒト本来のちから、

財務省・内閣官房

## 「10月1日以降2%値下げ!」という 値下げセールをしたらダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

## 10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇。  
商品を値上げしても  
いいのかな?

▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

## 税抜での価格表示はダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

### これはNG

- 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

### ▼ OK? NG? 迷った時は ▼

セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196
価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室	03-3581-5471(代表)
	中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定

ガイドライン

検索

転嫁対策

事業者向け

パンフ

検索

事業者の  
皆さまへ

10月1日

こんな値付けはNGと思っていないませんか?  
消費税率引上げ前後の  
値上げ・値下げ

